

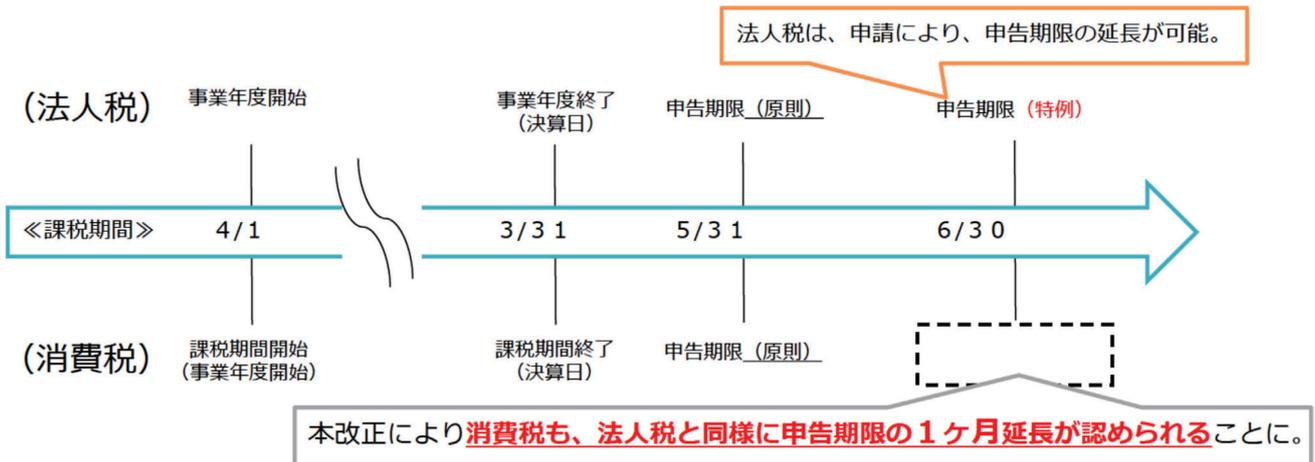
4 消費課税

(1) 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設(大綱 P. 82)

法人税の申告期限を延長している法人について、法人税申告と消費税申告が密接に関係する中、消費税には申告期限を延長する特例がないため、次のような事務負担が生じているとの声がありました。

- ・ 消費税申告を5月末に行うため、同時期までに法人税の申告調整も行う必要
- ・ 消費税の申告後、法人税の申告調整が発生した場合、消費税額が変動し、修正申告等を行う必要

そこで、企業の事務負担の軽減に資するように、次のとおり消費税の申告期限の1ヶ月延長の特例が創設されます。



(出典：経済産業省「令和2年度(2020年度)経済産業関係 税制改正について」)

①法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、当該提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

②その他所要の措置が講じられます。

(注)確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、当該延長された期間に係る利子税を併せて納付することとされます。

**適用期日等：令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用**

(2) 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化(大綱 P. 84)

①居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度について、次の見直しが行われます。

イ 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産に該当するもの(以下「居住用賃貸建物」といいます。)の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととされます。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除制度の対象とされます。

ロ 上記イにより仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額を当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整することとされます。

**適用期日等：令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合について適用**  
(ただし、同年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には、適用されません。)

②住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税が非課税とされます。

**適用期日等：令和2年4月1日以後に行われる貸付けについて適用**

③高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置(以下「棚卸資産の調整措置」といいます。)の適用を受けた場合が加えられます。

**適用期日等：令和2年4月1日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合について適用**

④その他所要の措置が講じられます。